

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

☆黒字：島根県側の協定、青字：鳥取県側の協定

*両県の協定書を並記する関係上、文中の甲乙丙丁などの標記はすべて固有名詞に変更してあります。

*例えば原子力発電所を「発電所」とするような略記は「原発」とするように、解りやすく訂正してあります。

*アンダーラインは標記文書の異なった箇所を引いてあります。

【 計画等に対する事前了解 】 (計 画 等 の 報 告)

第6条 中国電力株式会社は、島根原発の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に島根県及び松江市の了解を得るものとする。

第6条 中国電力株式会社は、次の各号に掲げる事項について、鳥取県、米子市及び境港市に別に定めるところにより報告するものとする。

(1) 島根原発の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画

2. 中国電力株式会社は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転・保守及び廃止に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に島根県及び松江市の了解を得るものとする。

(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更

3. 中国電力株式会社は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に島根県及び松江市の了解を得るものとする。

(3) 原子炉廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更

2. 鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社は、前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。